

平成26年第5回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成26年6月13日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成26年6月13日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第66号から議案第75号まで、議案第77号
- 第 6 請願第3号から請願第6号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
10番	金田淳一君	11番	浜田正敏君
12番	中川隆一君	13番	岩崎隆寿君
14番	中村良夫君	15番	村川四郎君
16番	佐藤孝君	17番	金光英晴君
18番	猪股文彦君	19番	金子克己君
20番	祝優雄君	21番	竹内道廣君
22番	加賀博昭君	23番	近藤和義君
24番	根岸勇雄君		

欠席議員（1名）

9番 大澤祐治郎君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
会計管理者	原田道夫君	総務課長	計良孝晴君

総合政策課長	渡	辺	竜	五	君	行政改革	本	間		聡	君
世界遺産課長	安	藤	信	義	君	財務課長	伊	貝	秀	一	君
地域振興課長	計	良	隆	弘	君	交通政策課長	渡	邊	裕	次	君
市民生活課長	村	川	一	博	君	税務課長	川	上	達	也	君
環境対策課長	名	畑	匡	章	君	社会福祉課長	鍵	谷	繁	樹	君
高齢福祉課長	後	藤	友	二	君	農林水産課長	山	本	雅	明	君
観光振興課長	濱	野	利	夫	君	産業振興課長	市	橋	秀	紀	君
建設課長	金	田	一	則	君	上下水道課長	和	倉	永	久	君
学校教育課長	吉	田		泉	君	社会教育課長	大	橋	幸	喜	君
両管津理病部院長	小	路		昭	君	選挙管理委員会	小	林	泰	英	君
監査事務局員長	菊	地		誠	君	農業委員会	長		敏	宏	君
消防課長	深	野	俊	之	君	危機管理課長	坂	田	和	三	君
契約管理幹事	伊	藤	浩	二	君	庁舎整備	鈴	木	一	郎	君
国営かんぽ推進課長	北	嶋	富	夫	君						

事務局職員出席者

事務局長	源	田	俊	夫	君	事務局次長	中	川	雅	史	君
議事調査係	齋	藤	壮	一	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第5回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（根岸勇雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、11番、浜田正敏君及び13番、岩崎隆寿君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（根岸勇雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、岩崎隆寿君。
- 〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕
- 議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。去る6月10日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議をいたしましたので、報告いたします。
- 会期につきましては、本日から6月27日までの15日間といたします。
- 会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。
- 本日は諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、散会后各派代表者会議を開催いたします。会場はお手元に配付した通知のとおりであります。
- 16日は10時から庁舎整備等特別委員会を開催します。
- 17日は10時から各派代表者会議、午後1時30分から議会報編集特別委員会を開催します。
- 18日から20日午前中までが一般質問であります。質問者は9人です。なお、一般質問最終日の20日は、午後1時30分から各派代表者会議を行います。
- 23日は追加議案の上程等です。追加議案の内容は、国保の本算定に係る案件3件と市営住宅に関する訴えの提起3件です。なお、当該議案書は20日の金曜日に議場配付いたします。
- 23日午後1時半から25日までの間が常任委員会の審査です。
- 26日は午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催いたします。
- 27日は午後2時から最終日の議事を行います。
- 報告は以上です。
- 議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。
- 議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。
- お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から6月27日

までの15日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は15日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告はお手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成26年第5回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成26年第1回佐渡市議会定例会以降の行政報告についてご説明を申し上げます。

報告第4号 平成25年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

報告第5号 平成25年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。事業ごとの繰越額につきましては、さきの3月定例会で議決をいただいたとおりであります。その繰越額が確定しましたので報告するものであります。繰越額の総額は30億3,139万8,000円、内容としては国の補正予算に伴う経済対策事業や地元調整などに不測の日数を要した道路橋りょう改良舗装事業などであります。

報告第6号 平成25年度佐渡市一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により別紙のとおり報告するものであります。繰越理由につきましては、アスベスト飛散事故により事業実施に遅延が生じたために事故繰越とするものであります。

報告第7号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第8号 平成25年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれ別紙のとおり報告するものであります。各会計の事業ごとの繰越額につきましては、さきの3月定例会で議決をいただいたとおりであります。その繰越額が確定をしましたので報告するものであります。簡易水道特別会計の総額が2億9,854万円、下水道特別会計の総額が4億5,837万円であり、財源も財源内訳のとおりあわせて繰越をしております。

報告第9号 平成25年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。繰越額の総額は4億2,389万5,000円、繰越の理由としては水道施設増設改良事業では老朽化した非改良部分の工事の追加があったこと、また老朽管更新事業及び配水管敷設（替）事業につきましては関係機関、地元住民との協議に不測の日数を要したことによ

り、関連工事が遅延したことによるものであります。

報告第10号 佐渡市土地開発公社の経営状況について、報告第11号 一般社団法人佐渡市真野自然活用村公社の経営状況について、報告第12号 有限会社クリエイトはもちの経営状況について、報告第13号 株式会社両津TMOの経営状況について及び報告第14号 一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該法人の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

報告第15号 市有地の土地信託事業における収支状況については、市が三井住友信託銀行株式会社と土地信託契約をしている東京都新宿区西早稲田の土地にかかわる信託の収支状況について、地方自治法第243条の3第3項の規定により、当該信託の事業計画及び実績に関する書類を提出するものであります。

以上で行政報告の説明を終わります。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） ただいまの報告のうち報告の4号、それから5号、事故はいいから、4号、5号について関連することについて聞きます。

まず、繰越明許についての手続について聞きたい。つまり具体的にお尋ねをいたしますが、わかりやすいので聞けば、例えば相川の支所、消防署、14億5,000でしょう。ところが、繰越明許に出すのは4億9,400ぐらいなのだ。そこで、これを明許にするかどうかということについては業者と発注者の間で確認をしなければならない。それについてはどうやって確認をするのか、なおまたその確認については文書による確認がきちっとできておるのか、以上2点についてお尋ねします。

○議長（根岸勇雄君） 鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

相川の支所、相川消防署の建設事業に関してですけれども、これにつきましては当初平成25年の6月の28日から平成26年の3月28日の9カ月間で契約を締結して、工事を開始したところです。ですが、昨年12月議会におきましてとてもこの工事期間の中では竣工することができないということで、継続費の見直しをお願いして、平成24年度、平成25年度の事業でしたけれども、平成24年度、平成25年度、平成26年度の事業ということで継続費の見直しを行いました。標準工期が15カ月ということが必要だということがわかりましたので、設計変更等、津波を考慮しましてげた履き等、ピロティー形式というのですか、そういった形式を考慮して設計に要したために、先ほど説明したとおり発注期間が9カ月間ということで発注したところですが、15カ月必要だということでその差6カ月間を延長して、9月30日までの工事期間ということにさせてもらいました。平成25年度、平成26年度の割り振りですけれども、平成25年度を80%、平成26年度を20%という出来高で割り振りをしたところです。ですが、ことしの冬期間というのですか、1月から3月までの期間ですけれども、降雪量は少なかったのですけれども、天気の悪いしける時期ということで、また海岸端の工事であったということでなかなか思うように80%の出来高が消化できないということが1月の終わりに判明しましたので、その時点で出来高を確認して、この繰越額ということで、比率にしますと51%ということになってしまうのですけれども、そういったことで業者と話し合いが成立したということです。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私の聞いておるのは、今の説明はわかっておるのですが、どういう書類のやりとりをしてそれを残しておるのかどうかということについてお聞きしたのです。それでは、もうちょっと角度を変えてお聞きをしますが、例えば緊急情報システム、4億8,400、残っておるのは1億1,700という金額です。そうすると、一体何が残っておるのか。これは、建築物とはまたちょっと違った意味を持っておるのですが、こういうものは例えば調度品とか、そういうもので残っておる部分はかなりあるのではないのかというふうな疑いを持つのです。この点についてもうちょっと詳しい説明を願いたい。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

坂田危機管理主幹。

○危機管理主幹（坂田和三君） 説明をいたします。

緊急情報伝達システムの屋内整備工事でございますが、これにつきましては当初24、25年度継続事業でございましたものを1年間継続費の中で延長させていただいたものでございます。個別の受信機の設置率が年度末で63.5%という状況でございますので、それによりまして引き続いて加入を促進させたいということで継続をしたものでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 同じく継続費及び繰越明許の関係についてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

先ほど市長が説明をしたとおり、3月の議会でそれなりの手続もとっているわけなのですが、計算書となった時点で改めて伺っておきたいと思います。とりわけ繰越明許に関係してです。この額は、この間の経済対策やいろんなものがあって繰越明許が毎年多いというのはここ数年の傾向なのです。先ほど説明にもありましたように30億円というものですから、実質これが今年度、26年度に使われる、裏予算とは言いませんが、形になるので、そこでお尋ねをしておきたいのですが、計算書の中でいえば財源の内訳でいうととりわけ一般財源のもの、これは一体具体的にどうだったのか改めて説明をお願いしたい。例えば一番上にある庁舎等整備事業費についていえば、事故繰越との関係もあるのだろうと思うのですが、その辺を説明願いたい。

2点目は、農業費の関係で地域資源活用調査実証事業という、これも一般財源なのだけれども、これは建設とかなんとか全く関係ないものだろうと思うのだけれども、具体的にはどういうことなのか。あと、商工費の今回の補正でも上がっているのだけれども、経済対策として商業・中小企業支援事業費ということで9,400万円、これは建設とかそういったものではないのだろうけれども、繰越にされているわけだが、この点についてお尋ねをしたい。それと、もう一つは30億円ということですから、これは全部使い切るわけではないのだろうと思っています。不用額見込みというのを今から立てているわけではないのだろうけれども、ほぼ全額を使うという見込みでいいのかどうなのか。

大きく分けて、この2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 私のほうからは、全体の関係でご説明申し上げます。

確かに繰越明許として30億ということで多額の繰越をお願いしております。この繰越額につきましては、ここ近年40億とか、そういう大きな規模で来ております。昨年においては86億というような非常に大きなもので繰り越してきておりますけれども、ただしそれを経済対策に係る分とそれ以外の通常分で見ただけの場合に今回の25年度から26年度への繰越については、そのうちの18億余りということで、これについては通常20億から30億ぐらいここ近年の推移で来ましたので、その比較においてはここ数年の中では通常ペースのものについては例年よりは少な目になっているところですが、繰越額全体が最終的にどうなるかというのは、ちょっと今のところ予測できませんが、100%それを使い切るといえるものではないので、一定程度の不用額というのは当然発生するというふうを考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

明許繰越における庁舎整備事業の関係ですけれども、この中のまず委託料403万につきましては、これは北鶴島の旧小学校の解体工事の監理費の分でございます。北鶴島小学校解体を始めていたところ、アスベストを含んだ煙突が発見されましたので、その煙突の解体時期としては冬期間非常に北鶴島地区は荒れるところがございますので、穏やかになる4月以降に工事をしたほうがより安全に確実にできるということで、この部分の工事が繰越になりました。したがって、その監理費も繰り越したということでございます。それから、工事請負費は今ほど説明したとおり、北鶴島関係の工事請負費でございます。それから、工事請負費の施設改修工事1,410万の件ですけれども、これにつきましては市役所の本庁舎の空調の冷却塔、これがもう使えなくなりつつある状況なものですから、それを入れかえしようということで、これは昨年の12月の補正予算で決定した事項なものですけれども、その工事を発注したということでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） 地域資源活用実証調査の関係でございますが、もみ殻に竹粉をまぜたまきストーブ用の燃料を実証するという目的で調査をするというものでございますし、ほかにも木質バイオマス関係の調査ということでこちらのほうを繰越をさせていただいたというものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） 説明いたします。

商業・中小企業等支援事業については経済対策でありまして、消費税についた企業への応援をするための対策でありまして、1つについては中小企業制度融資利子助成金と、あとプレミアム商品券の部分になります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 後段のほうからいきます。商業関係については、3月補正のやつの繰越ということですね。わかりました。それで、先ほど地域資源の実証のまきストーブと木質の関係だというのはわかったのですが、それがどういう理由で繰り越さなければならなかったのかということをお聞きしたいわけなので、それをお願いしたいと思います。

もう一点、財務課長にお尋ねをしますが、例年ベースでいうと20億円でしょう。私なぜ不用額を聞いたかというのは、これだけ市民の暮らしも厳しい、佐渡市の財政も厳しい中でこの繰越明許についていえば30億という予算を使う予定なわけです。使ったと思えば、変な言い方ですが、不用額分をほかに使える、例えば30億の1割が不用額になったら3億です。ということは、今回の経済対策や観光の問題に予算を入れていますが、こういった深刻なところに使ったと思って入れられると思うものですからお尋ねをしたのですが、逆に言えば例年ベース、20億円ぐらいだと繰越明許の不用残というのは幾らぐらい残りしましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今のお尋ねの件については、そこまでの把握はしておりませんが、ただ会計全体でいうと要は不用額の率というのは最終的に実質収支であらわされますので、そうするとその率というのはおおむね3%程度になっております。経験上それはどのぐらいがいいのかというのは大体今までの財政の考え方からいうとおおむね3%から6%程度、きちぎちで3%まで達しないぐらい、そこまできちぎちの運営というのは逆に好ましくないというふうな感じで言われているところでございます。ちょっと繰越の関係についての今のお尋ねの直接の回答にはなりません、そんなことでご理解いただきたいと思えます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） 申しわけありませんでした。ご説明いたします。

この実証につきましては、東京農業大学、それから新潟県と一緒にもみ殻に竹粉をまぜるということで調査を行ってきたところですが、もみ殻に竹粉をまぜるという初めての実証でありましたものですから、調査のほうが遅れまして、5月末にその結果が出たというところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今ほどの最後の地域資源の活用調査の実証事業の関係ですが、予算の使い方の手法論としては、例えば繰越にしなければならなかったからしているのだらうとは思っただけけれども、手法論としては今年度やってみてここでだめだったらここで切って、不用額として新年度の事業としてしっかりまた構築していくということもあり得るわけで、それを不用額にしたというのはどういうことなのか、ちょっとわかりづらいのもうちょっと教えていただきたい。

あともう一点、前段の財政が厳しいときだから不用額、30億円の3%、9,000万円なのです。市民の暮らしや何かに役立てようということであれば9,000万円というお金、これ本来使ったと思えば充てられる。そういった財政運営が必要だと思うのですが、その辺についての考え方だけ聞いておきたいと思えます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 地域資源活用実証事業について、ちょっと補足でご説明申し上げます。

内容につきましては、竹ともみ殻をどうまぜてどこにどう使おうと、逆にこういう実証事例がございません関係で東京農業大学の知恵をかりまして、調査委託をする、どういう形で調査委託をしたらいいかという基本的な設計部分を県と東京農業大学と東部森林組合等を中心に話し合いを進めてきておりましたが、そこに対する基本的な調査をする設計、そこが非常に遅れまして、業者に今12月に今後どう使うか、どういうふうに使えるかというところを発注する委託業務が遅れたということでございます。12月に発注しまして、5月末までということで6月には完成して、今それをもとに今後のバイオマスはどう使っていくかという議論を進めているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今議員のおっしゃることにつきまして、25年度の予算を26年度に繰り越しているわけですので、その不用額については最終的には今年度、26年度の繰越金ということになります。その部分が次年度の一般財源としてまた次の施策等の財源として使われることとなりますので、今の議員の言葉を踏まえましてまた財源をより有効に充てていくことを考えていきたいと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 29ページのクリエイトはもち、報告12号と14号のスポーツ振興財団についてお聞きいたします。

まず、毎回これが出てくるのですけれども、29ページの宿泊利用者数、3番見てください。430人。そして、31ページの宿泊売上高182万4,000円。これで幾ら市が絡んでいたからって人件費も何も出てこないではないですか。1日何人宿泊になりますか、365日で割ると。このようなものをいつまでも続けていいとは思わないのです。温泉は温泉で多くの人が利用するけれども、利用する人がいないのにこういうものをやっているという、これでよく決算書が出せたものだと思うのですが、市のほうの責任者の説明を求めたいと思っております。

それから、15号のスポーツ振興財団ですけれども、一生懸命やっていると思っておりますが、基本的に幹部の職員というか、一般財団法人というものの性格をきちんと認識してなくて、ただ市の事業の委託を受けてやればいいという考え方なのではないかと思っております。というのは、44ページでしたか、佐渡市から3,800万の運営費を出しておりますけれども、いつまでもこれはできない。もちろんイベントとかその他の事業について佐渡市が出すのは今後とも続けていくと思うのですが、自ら事業をし、そして場合によれば国体選手を派遣するぐらいの若手の選手も養成していくというふうなのが一般財団の他市のあり方だと思うのですが、他市に比べてうちはまともだというふうに考えているかどうか、この2点についてお答え願います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

まず、29ページ、30ページあたりの有限会社クリエイトはもちの関係でございまして。このクリエイトは

もちにつきましては、平成22年4月に無償譲渡をしてございます。以後佐渡市譲渡施設の運営費等補助要綱によりまして5年間の補助を続けてきておりまして、22年から5年間ということで26年度で終了ということになってございます。それで、今回5月の21日に有限会社クリエイトはもちの定期株主総会が開催されまして、決算状況、それから新年度の事業計画等を検討したところでございますが、27年度以降の運営のことについても検討してございます。それで、収支の状況を見ますと平成24年度につきましては約66万円の黒字、それから25年度につきましては250万円の黒字ということでございますが、ただ市からの運営費補助を入れての黒字ということでございまして、非常に27年度以降厳しい状況ということは会社もわかっておりまして、今後どうしようかということで検討するということになってございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） スポーツ振興財団についてご説明いたします。

財団のほうには寄附、協賛金等の拡大策を講ずるよというということで、あとスポーツ教室等も実際には行っておりますし、さらにそれを拡大するよというということで養成はしております。先ほど言いました他市の財団という比較は、申しわけありませんが、今のところしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 濱野課長に言いますが、全体としてどうだというのではなくて、一つ一つ施設の中を精査して、市から出ている補助金は補助金でいいし、それから例えば市の補助金をもらわなければやっていけない、温泉にすれば地元の人たちの利用度が多いわけですから、それはまた市民の理解も得られると思うのですけれども、ほとんど宿泊もしていないものをあえて維持する必要はないのではないかと。それは、例えば休館にして、恐らく人件費もとてもではないけれども、出てこないような形ではないかと思うのですが、実際の会議の中でこれを当面閉鎖するとかというふうなことのほうが有限会社にとってはプラスなのだろうと思うのですが、その辺の考えを聞きたいのと、それから大橋課長のほうは一般財団法人というものの性格をよく理解していないのではないかと、財団自身が。今までどおり市の事業委託を受けて補助金をもらってという、今のクリエイトはもちとかほかの公社みたいな性格で、それでお金さえもらえばやれる、佐渡のメイン事業が多いわけですから、もちろんやっていただかなければならぬと思うけれども、自分たちの一般財団法人としての性格の認識に欠けているのではないかと思うのですが、その辺は会議その他でどういうふうにご話が出ておりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

宿泊施設、ウッドパレスの関係でございまして。やはり宿泊客が少ない、それから以前は料理等を出しておいて、非常にそういった面での経費がかかるということもありまして、平成25年度から料金体系を減額しまして素泊まりのみということでございまして。それから、今後の対策としましてはビジネス客等1人の宿泊客も積極的に受け入れ、利用者増を図るというようなことで計画をしてございまして。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

スポーツツーリズム等のイベント等もやっておりますけれども、財団のほうでは自主的にスポーツ教室等も今現在行っておりますし、今後も拡大するという方向で我々と話し合いをしておるところです。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 今の関連でなのですけれども、今の関連ともう一つ、11号ですか、一般社団法人佐渡市真野自然活用村公社の経営状況、これと先ほどの有限会社クリエイトはもちの経営状況、これを見て、実際問題27年度の計画も出してはいると言いましたけれども、経営ができない状態になっているのではないかと思います。本当にこれで来年度以降もやっていってくれるという約束はできているのかというのをちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。真野自然活用村って、これ潮津の里ですよ。これは、事業内容で見ると約979万と1,000万の赤字が出ていて、補助金が173万入って、それで539万の赤字で終わっているということになっていきますけれども、実質この補助金がなくなれば約1,000万の赤字になると。羽茂のクリエイトに関しては、今年度までは1,684万の補助金がついているわけです。この補助金がなければ1,400万の赤字ということになります。来年度以降はこの補助金がゼロになるわけですから、本当に……私がちらっと聞くのでは、来年度以降はやめたいと、やらないというふうにも言っているということも聞いているのですけれども、これでもしこの2つの施設がなくなると地元にとってというか、佐渡全体にとっても大変重要な施設であると思うのですけれども、どういう指導というか、支援をまたさらにしていくのか、その辺のところもしっかり話し合いしていないと、ここにある25年度これだけの赤字を出しながら、例えばクリエイトはもちの26年度事業計画というのを見ると25年度とほとんど変わらないです。これで改善されるわけがない。その辺のところいかがですか。来年度以降も本当にどういう形でやってくれるのかということをお話ができるのかどうか。2つの施設、お願いします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

先ほど申し上げましたが、5月の21日の日に定期株主総会が開催されております。その際に市のほうからは27年度以降クリエイトはもちが継続運営できるのか、地域や企業と連携し運営が可能であるのか、やめるのか方向性を決定する必要があるという提言をさせてもらっております。地域の役員としては、今後どうするかについて7月末ごろをめどに答えを出したいというような発言があったところでございます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

潮津の里でございますが、去年は500人ほど宿泊数はふえております。ただ、島内利用客が減っているというところがございますし、日帰り客を何とか頑張っただけでふやしたいという話をしておりますし、こちらのほうではチーム佐渡に入っただけで、物産等にもこれから力をますます入れていきたいということで、そういったところでの活動をふやしながら売り上げのほうを上げていきたいというふうに話をしているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 潮津の里はいろんな面で頑張っているというのも私らは実際見ていますし、何とかああいう施設が維持されて利用されていかないと佐渡の活性化というか、観光交流人口をふやすという面からも非常にマイナスになっていくのではないかと思います。だから、これはしっかり相談に乗って、さらに継続ができるようにやってほしいし、クリエイトはもちに関しては、私は前一般質問でも言ったことがあるのですが、昨年の12月の議会でB&Gの問題が否決されたときに同じ施設の中にある羽茂のB&Gプールと体育館のところですが、これに対して小木のB&Gも含めれば3年間で約6,400万の予算が運営費としてついておったわけです。だから、こういうものも含めてちゃんとした運営ができるかどうかという話し合いが全くされていないのではないかと思います。

もう一つ、こういう施設の欠点は最初受け取ったときには非常に立派な施設、温泉でもそうですけれども、市から移譲されてやっているのですけれども、年々年々縮小傾向というか、年々年々経営の仕方が後ろ向きになって悪くなっていく。例えば温泉だと中のいろんなものを閉めていたり、燃料費がかかるといってお湯の量を減らしたりとか、ジャグジーをなくしたりとか、そういうような傾向がほかの温泉でもあるのです。そうすると、悪い循環になっていくから余計行かなくなる。最後は赤字で詰まってやめていくことになるので、そうでなくて経営する人たちの問題もあるので、もっと前向きにしっかりやってくれるという気持ちでやってくれる人たちと……その辺のところを変えてでもしっかりと指導をしてほしいと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明をいたします。

地域の役員の中で今後どうするかということで今検討中ということでございますので、その結果を待つて市のほうでも検討したいということでございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第66号から議案第75号まで、議案第77号

○議長（根岸勇雄君） 日程第5、議案第66号から議案第75号まで及び議案第77号についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第66号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。その主な内容は、車体課税の見直しに伴う軽自動車税の税率の改正、地域間の税源の偏在

性の是正措置に伴う法人市民税の税率の改正などであります。

議案第67号 佐渡市誘致校奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、誘致校への入学前または進級前に納入する学費の全額を奨学金の対象とすることで保護者の負担軽減を図るとともに、本市の活性化のためにさらなる人材育成及び定住促進を図るべく条例の一部を改正するものであります。

議案第68号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化が著しい中高野単独住宅について、市営住宅の用途を一部廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第69号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津病院の診療科目の変更に伴い、歯科を歯科口腔外科に改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第70号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消防法施行令の改正に伴い、条例の一部改正を行うものであります。主な改正内容は、祭礼等、つまり祭り等多数の者が集まる催しにおいて火災が発生した場合に初期消火が重要となることから、対象火気器具等を使用する者に対して消火器の準備を義務づけること、また屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけるものであります。

議案第71号 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防本部施設・設備整備計画に基づき、佐渡市両津消防署並びに佐渡市消防団南佐渡方面隊に配備予定の消防ポンプ自動車（CD-I型）について、5月21日に指名競争入札を執行し、落札者と購入契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号 小型動力ポンプ付水槽車（2.5t）購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防本部施設・設備整備計画に基づき、佐渡市中央消防署並びに佐渡市相川消防署高千出張所に配備予定の小型動力ポンプ付水槽車（2.5トン）について、5月21日に指名競争入札を執行し、落札者と購入契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第73号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億5,823万6,000円を追加し、予算総額を460億6,923万円とするものであります。主な補正内容は、歳出では4月1日からの消費税増税に伴う反動減対策として住宅リフォーム支援事業に1億130万6,000円を予算計上するほか、観光誘致促進緊急事業に1,782万2,000円やコールセンター就業人材育成事業に1,476万8,000円などを予算計上するもので、歳入ではその財源として地方交付税、国県支出金などを予算計上するものであります。

議案第74号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ40万円を追加し、予算総額を7億2,770万円とするものであります。補正内容は、社会保障・税番号制度導入に伴う後期高齢者医療システム改修委託料を予算計上するものであります。

議案第75号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ110万円を追加し、予算総額を84億2,690万円とするものであります。補正内容は、社会保障・税番号制度導入に伴う介護保険システム改修委託料を予算計上するものであります。

議案第77号 相川小学校既存校舎解体工事請負契約の締結について。本案は、相川小学校の既存校舎の解体工事について、6月5日に一般競争入札を執行し、落札者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第66号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 質問します。

今度の66号の条例改正は、主に軽自動車税の条例改正でございます。そこで、改正条文を見てまいりますと旧条例の膨大な部分が削除されておるのです。何がどうでこんなにいっぱいこと、つまり本体は軽乗用車税を上げるといふことなのです。ただそれだけのことなのに、何でこの膨大な部分が削除されてきたのかということが1点。

もう一点は、これによって軽乗用車値上げの増額金額は幾らになるのか。その2点について、まずご説明を願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

川上税務課長。

○税務課長（川上達也君） ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、主に平成26年度の税制改正に基づくものでございまして、今議員ご指摘の条例を削除する部分が多いということなのですけれども、これにつきましては主に附則のほうの課税の特例のものでございまして、主に金融関係の税制に関するものでございまして、それにつきましては後年度の削除ということではございまして、来年度からということではございまして、先取りをして廃止を予告するという形になっておりまして、それに基づきます分離課税といいますか、配当とか株式の場合は所得を別にして計算するという、そういう特例がございまして、そちらの法の改正について時限があるものですから、将来的に削除になるということでのせておるものでございます。

それから、軽自動車税の影響額でございますけれども、来年26年度からの施行となりますけれども、26年度課税におきます影響額につきましては約1,200万円ほどの増額になると、課税額ベースでございますけれども、見込んでおります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第66号についての質疑を終結いたします。

議案第67号 佐渡市誘致校奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） この前の議員全員協議会でNSGの金井の専門学校が対象になるということなのですが、ここまでした理由はということなのかということが1点。

それから、現在の在校生はどのくらいいるか、来年度以降どのくらいになるか、予定をしているか、その辺についての説明を求めます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

理由としては、経済的理由により本市が誘致した学校への就学が困難な方に対して奨学金を貸与したいということであります。

それで、現在の在校生については、26年度については59名おります。来年度については今募集中ですので、今のところちょっと数字のほうは言えないです。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（市橋秀紀君） 支援する理由としましては、佐渡へ本市が誘致した学校ということで支援をしたいということがございますし、また佐渡に残る子供たちをつくりたいということで支援をしております。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 当初は300名ぐらいを予定していたのではないかと思います、少子化ですから随分在校生が少ないなというふうな印象です。私このこと自体は反対するわけではないですが、この議論をするときに、まず同じ理由であれば看護師も少ないわけですから、看護師に対する支援、それから若者あるいは技術力を上げるために職業訓練校がありますが、これは企業の支援を得て生徒というか、働いている人が行っているわけですが、同じそういう理由であれば訓練校の生徒というか、その募集、そういうふうなことはこれをやるときに議論はならなかったのですか。NSGだけだというのはちょっとふぐあいがあるというふうに感じますが、そういう議論はなかったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

佐渡市が誘致した学校ということでNSGの学校を助成しているものでありまして、訓練校については議論はしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 今課長の説明は、誘致した学校でということですから、この条例においてはそのことで書いてありますから、そのことは間違いのないと思うのですが、基本的に条例改正をしようとした思いというのは私が指摘した2つの学校も佐渡に若い人が残ってもらいたい、あるいは看護師学校なら島外から来てもらいたい、佐渡に看護師が足りないから残ってもらいたい、訓練校だと、私よくわかりません

けれども、土木施工監理士の受験をするようなことも指導するのか、大工の技術を指導するのかわからないけれども、若い人たちが指導を受けて佐渡で大工も足りないと言っているわけですから、そういうことをする。佐渡の雇用とか人口をふやすためにこの条例を改正しようとするならば、そういうふうなことが議論にならなかったかということを知りたいのですけれども。これはちょっと一般質問になりがちだからもしあれだったら後でいいですが、この条例改正に当たってはそういうことを議論しなかったのかと。あえて誘致した学校だけというのではなくて、基本的な考え方がそうではなかったでしょうと。そうすれば、そういうふうな議論の中でこのことについて条例改正しますよと、あるいはこういうことについて別の形で支援しますよという議論が当然あってしかるべきだと思いますが、そういう議論はなかったのかということを知りたいだけです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

今の看護師等が中心になりますが、子供の数が少ない対策の中でももちろんきちっと議論をしております。奨学金制度も含め、定住への住居等への支援も含め、制度を用意しながら新潟の学校を含めチーム佐渡でPRしておるところでございます。ただ、今回の件につきましてはあくまでも条例自体が誘致校ということでありましたので、議員おっしゃる佐渡での若者の定住等は話をしておりますが、本件につきましては産業振興課のほうで議論はしていなかったというところでございます。チーム佐渡等でそこはしっかり今後も議論していく予定でおります。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 具体的な問題で聞きます。現在59名おるといのですが、このうちこの奨学金を借りて勉強しているのがどのくらいおるといえるのかということが1点。

それから、旧条例では全額の5分の4を貸与すると、こういうふうになっておる。それを今度全額というふうにしたのだから、それはそれでいいことだと思うのですが、もう一点、この学校に幾つかの科目があるわけですが、とりわけ佐渡ができれば卒業生に残ってもらいたいという中には介護の分野があると思うのです。59名のうち介護の勉強をされておるのが何人おって、そのうちこの奨学金の貸与を受けておるのがどのくらいおるといえるのか、あわせてご説明を願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

現在介護に係る人数については、23名の方が介護の学校で携わっております。そして、その中で奨学金を受けているものについては3名の方が奨学金を受けております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第67号についての質疑を終結いたします。

議案第68号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） まず、歌代1266番地の単独住宅でございますが、これは4戸建ての2棟ですから、8戸あったわけですね。これについては、入居しておった諸君というのは円満にほかへ移れたのかどうか。というのは、これは非常に老朽化は困るのですが、単独住宅というのは市営住宅の中でも特に今後は大事な部分になると。普通市営住宅というのは2人以上いなければ入れませんよという中で、単独住宅というのは今日の世情からいうと非常に重要な意味を持っておると、そういう見地から質問しておるのですが、今私が質問したことについてどういう状況であったのかお尋ねいたします。お答えください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

中高野住宅の単独住宅でございますが、今回改廃する住宅につきましては昨年度中に全て退去しております。政策空き家としての対象としておりまして、今後もう一棟、2戸建て6戸の住宅が残っておりますが、こちらについても現在6戸のうち5戸、5人ほど入居してございます。このほうについてもさらに応募することはなく、老朽化も進んでおりますので、政策空き家として今後対応していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第68号についての質疑を終結いたします。

議案第69号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 医療についてちょっと詳しくないので、教えていただきたいのですが、歯科から歯科口腔外科ということになると医療が高度になるのかということが1点と、もう一つは医療が高度になれば、歯科というのは入院というものは普通は考えないですけども、高度になれば入院するような患者も受け入れるというふうな理解でいいのか、その点を。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

歯科と口腔外科の違いなのですが、歯科というのは一般的に口の中、口腔の部分を指しますが、歯科口腔外科といいますと顎とか顔面の範囲までのものを一般的に歯科口腔外科と呼びます。実は、両津病院の歯科の先生ですが、以前から歯科口腔外科部分の診療は行ってございました。今回患者さんの診療科の選択に関する情報提供の一環としまして歯科口腔外科とよりわかりやすい表示にしたいということで改正をしております。

〔「入院するような」と呼ぶ者あり〕

○両津病院管理部長（小路 昭君） 入院に関しましても1日入院とか2日、3日、手術をするような入院は以前からしております。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） そうすると、入院に関連して聞きますが、何か両津病院は3階の入院病棟を今閉鎖というか、受け入れていないというふうなことを聞きますが、こういうふうになると今管理部長が言うように、さらに別の形の入院患者がふえると思うのですが、そういう事実はあるのか、ないのか、その1点だけ聞かせてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 実は両津病院は看護師不足ということで、3階と4階の病棟がありましたが、3階病棟39床を4月から休んでおります。今回の改正によって入院患者さんの層が変わるといふようなことはないというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 休んでおるといふことは市民にとって重要なことなのだけれども、これは入院患者を入れるというふうな、いつになったら入れますよというふうな予定はないのですか。ただ単純に今受けていませんというふうなことにはいかないと思うのだけれども、その辺どうなっているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

これに関しては、看護師不足、具体的には夜勤に関しましてある一定程度の人数を確保していないとうちでとっている10対1という看護基準という報酬体系がございますが、その部分が維持できません。でするので、看護師を確保できれば再開できるように休止という形を今とっております。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） おい、しっかりせい。いいか。かねてから私が言うておる。両津病院の歯科というのは大変評判がいいのです。それは非常に技術がいいのです、あのお医者さんは。ただ、言いたいことは何で今まで口腔外科と銘打たなければならぬのをすっぽかしていたかということで一言ご注意を申し上げたい。もし俺の指摘に対して言い分があるなら言うてみろと、こう言いたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 加賀議員おっしゃるとおりでございます。申しわけございません。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第69号についての質疑を終結いたします。

議案第70号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 具体的にはこれ佐渡の場合はないのかなというふうに思ったりもするのですが、例えば消防長が指定をするわけで、祭り、縁日とか文化祭だとかという文言になっているのだけれども、確かに指定要件は10万人の100店の露店商みたいなのだったと思うのですが、佐渡の場合こういった消防長が指定をしなければならないような催し物はあるという理解でいいですか。あれば何件ぐらいか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

深野消防長。

○消防長（深野俊之君） ご説明いたします。

今回の条例改正、佐渡市につきましては人手の人数は入れてございません。条例ではなくて告示でこの後、条例が可決した後やる予定であります、今のところ露店等の出店、おおむね100店を超える催し物があるかというご質問だと思いますが、その部分については主催者側の発表で現在おおむね100店を超える部分については……その年ごとになります、今のところ想定しているものはございませんが、おおむね100店を超えるイベントとしては、主催者側の去年の発表になりますとそういった部分で2カ所ございます。そういったことで毎年毎年その都度協議をしていくということになります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、具体的に消防長の指定する要件というのはどういうことになるのですか。例えば100店があったけれども、大きいところでは10万人の動員があるみたいなものだけれども、佐渡の場合は具体的にはどのようなのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

深野消防長。

○消防長（深野俊之君） ご説明いたします。

佐渡の場合ですと、地域の実情により人手については地域ごとに決定できるものとなります。今のところ、1カ所に集まって露店等が100店舗を超えるものについては指定を考えております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第70号についての質疑を終結いたします。

議案第71号 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第71号についての質疑を終結いたします。

議案第72号 小型動力ポンプ付水槽車（2.5t）購入契約の締結についての質疑を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） この入札、指名競争入札なのですが、資料集の48ページのところで初回入札でうまくいかず、再入札も1回目、2回目ということでようやく決定ということなのですから、入札者を指名した理由ということで平成25年、26年度佐渡市物品購入委託業務等入札参加資格登録業者のうち小型動力ポンプ付水槽車を製造販売する県内販売代理店の全てを指名するとなっております。県内販売代理店

ということで枠がかかっております。先ほどの70号のところでは、指名の理由で消防ポンプ自動車製作業者の全てを指名するという事で地域的な限定は入っていません。前の議案の消防ポンプ自動車、CD-Iは非常に落札率が低うございます。非常に安く購入することができたという結果になりますが、今回の水槽車については予定価格ぎりぎりということでかなり高率の落札率になっております。なぜ県内販売代理店という枠をはめたのかについて理由をお聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

深野消防長。

○消防長（深野俊之君） ご説明いたします。

小型動力ポンプ付水槽車につきましては県内の代理店ということでございますし、CD-I型消防ポンプ自動車については全国のメーカーの中から佐渡市に登録している製造業者全てということでございます。また、この小型動力ポンプ付水槽車といいますと特殊な車両になります。トラックベースのところには水槽を積んで小型ポンプをつなぐということで特殊な業者でありまして、県内のそういった製造業者でやるということになっておりますし、全国的な消防ポンプ自動車になりますと直でメーカーに入札に参加していただいたほうがより安く入るといふことであります。どちらにしろ、直接全国メーカーでそういった機装をやっているところがないということになりますので、県内のそういった業者を使ったということになります。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 意味がよくわからないのですが、水槽車にしてもポンプ車にしても私たちの感覚からすると特殊な車両ですので、広く入札を募ってなるべく安い価格で購入するほうがいいと思うのですが、県内に枠をはめたほうが有利だという理由をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

深野消防長。

○消防長（深野俊之君） ご説明申し上げます。

県内とした理由につきましては、車両については地元の整備工場さんなどをお願いしておりますが、メンテナンスの面でより迅速にできるということです。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第72号についての質疑を終結いたします。

議案第73号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出についてはおおむね款ごとに分けて行います。

それでは、議案第73号についての歳入に関する質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 9ページ、これは県支出金でございますけれども、これの商工費県補助金、ここで特例基金補助金として1,784万というのが出てきた。説明欄にありますように、緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金と、こういう名称で県が出してきた金でございますから、それにはこの時期に出してくると

いうことについてはそれなりの意味があると思うので、その説明を願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

これは県の事業でありまして、緊急に失業対策ということで雇用を拡大したいというところで今これから出すものであります。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 俺がそのことは言うてあるだろう。この時期に出てきたことの意味はというふうに聞いている。失業と、こう言うておるけれども、しゃばは発注事業が明許繰越になっておるぐらい人手が足らぬというときなのだ。失業対策ではないと私は思うのです。世の中はそういう状況なのだ。だから、緊急雇用創出事業というのは、これには要綱も踏まえてあなたたちのところに来ているはずですよ。これやれと、こう言うてきている。その内容を説明してくれと、こう言うておる。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

この事業については、出産等で離職した方、そういった方を対象に失業している方についてある一定の期間勉強していただいて、これについては1年間勉強していただいて、そのままその企業に就職する、採用されるというものであります。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第73号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第73号についての歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費及び3款民生費についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） ばんばん聞いていくよ。いいか。まず、ページで言うたらいいだろう、総務費だけれども、11ページ、ここに委託料として法律顧問事業、法律顧問委託料増となっておる。大体弁護士の委託料というのは当初予算に載っておる。だから、ここへ載ってくるということは特殊な事件が発生して、そのことによるものであって、これの説明を願いたい。

次に、民生費もやれと、こういうことでございますので、13ページ、繰出金40万、これは後期高齢者医療特別会計の繰出金ということでございますが、この時期にこれだけの金額を出してきたことの意味を説明願いたい。なぜこれがここへ出てきたのかということ。

それから、特にその下に110万円の介護保険特別会計への繰出金増というのが出てきます。これもここへ出てきたことの意味、増だからあれだけでは足らなかったのだと、こういう意味を持っておると思うのです。その説明を願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

委託料の法律顧問事業でございますが、これにつきましては今議員からの話もございましたように、発生は22年の8月28日の赤泊プールにおきましての飛び込んだということで低酸素脳症によることで現在も入院をしております。その関係がありまして、今回損害賠償請求が出てまいりました。ということで、その関係がありまして今回補正予算で盛ったものであります。当初の予算の段階では請求が出ておりませんので、今回盛ったということでありまして、この内容につきましては、着手金と、それから弁護士の日当、交通費でございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 説明いたします。

後期高齢者医療特別会計の繰出金につきましては、社会保障と税の番号制度の導入による、これが後年度に実施されることとなりますが、そのために電算システムを改修しなければならないということで、そのシステムの改修費を今回補正計上させていただいたものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

今ほど後期高齢者医療保険特別会計の繰出しのほうの説明がございました。介護保険においても同様に、税と社会保障の効率化ということで番号制度が後ほど開始されるということで、その部分の電算の委託料を改修するものとして繰出しを行っていただくものです。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 俺が簡単に質問すると、おまえたちも本当に簡単ではなくて手抜き答弁をやって困る。少なくとも着手金と、こう言っておるのだから、着手金が350万7,000円のうち幾ら入っているのかという説明をせねばならぬのです。それから、まずその前に基本的なことが要る。というのは、赤泊の事件だと思っておりますが、一体これは訴訟になって、そして訴えたほうの側は損害賠償金として幾ら請求をしたのか。その金額によって弁護士の費用が計算されるようになっておるのです。そんなことは私わかり切っているから説明はしないが、答弁側は説明せねばならない。ですから、350万7,000円の弁護士費用、これは先ほど私が説明したこの事件の損害賠償請求金額と関連性があるので、そこの説明をちゃんとしなさいと、こう言っている。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明いたします。

今ほどおっしゃるとおり、損害賠償の請求額は1億1,000万でございます。これに伴いまして、先ほど議員もおっしゃいましたが、それによりまして計算する公式がございまして、350万7,000円のうち着手金

が324万円でございます。それから、こちらのほうへ佐渡へ行く必要があるということで、予算上では日当と交通費、日当19万4,000円、交通費7万3,000円を計上したものでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 所属委員会ですから、委員会で聞いてもいいのですが、これがもしかしたら新庁舎の建設にかかわるものだとすれば議場の皆さんの認識も必要だと思うので聞きますが、庁舎管理事業2,777万9,000円の土地購入費について、具体的な例えば平米数とか、田んぼなのか雑種地なのか、坪単価が幾らなのか、その辺についての説明を求めます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

この土地につきましては、市役所の東側にあります第2庁舎が建設されている部分でございます。筆数にしまして3筆、面積は2,963平方メートル、地目は田ということになっています。

以上です。

〔「坪単価について」と呼ぶ者あり〕

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） 単価につきましては、地権者といいますか、地主にとりまして土地を売り渡しますと譲渡税というものがかかります。その譲渡税の分を考慮して、1平米当たり9,375円で交渉を終わりました。

○議長（根岸勇雄君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

2款総務費及び3款民生費についての質疑を終結いたします。

次に、7款商工費についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 議員全員協議会のときにも議員のほうから意見があったのですが、上からいきます。先ほどの繰越明許のときでも経済対策として融資の利子補給やったばかりなのにまたやるということに形としてなるわけです。商工業者が融資を借りて積極的な仕事をするというのはいいことだろうし、また逆に言うとなかなか大変なので借りてというのもあるのだけれども、これはそういった意味でいうと経済的に見るといい兆候のほうなのかどうなのか。それで、あなた方は先ほどの繰越明許にもあったように、追加をしなければならないような状況は今の意味ではどういった意味で生まれたのかお尋ねをしておきたいのが1点。

もう一点は観光関係です。議員全員協議会のときも議員からの指摘がありましたけれども、市長が就任して3年目に入って、観光大使という名刺で頑張っているという中で、しかもことしの春はときわ丸も出て云々ということの中で今なぜ補正なのか。つまり何を言いたいかというと、この4月から消費税も増税され、景気やいろんなことがあるという中でときわ丸も出る。そういった中であなた方は前もって対策を打っているわけです。打たなければならないわけです。だけれども、ここに来て深刻な不景気や入り込み

客が少ないものだから慌ててやっているというのはわかるのだけれども、これはまさに当初の見込みというか、作戦が大きく間違っていたということなのではないですか。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

4月から我々のほうで佐渡島内の企業のほうを回っておりまして、その中でいろいろ意見を聞いております。その中でやっぱり雇用の拡大、いい人材が欲しいというのが一番、続きましては設備投資、そして販路拡大という形で企業は頑張っていきたいということで我々意見をとっております。その中で、やはり企業としてもこれから前向きではないかと、将来が期待できるということで頑張っていきたいということで我々確認をしておりますので、今回は銀行等と相談しながら補正に盛りいただきました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えいたします。

ことはJRのDCキャンペーンだとかときわ丸の就航だとかというものが以前からわかっておりまして、もう少しこれで佐渡の観光客の入り込みが伸びるのだろうという判断をしておったのですが、消費税等の増税がございまして、それによりまして今までのプラスの要因を打ち消した形になっておると判断のもとにやりたいということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、融資や企業支援関連ですが、今ほどの融資の関連でいえば前向きで設備投資ということなのですが、具体的に先ほどの繰越明許も含めて、今回のこれも含めて何社分ぐらいをあなた方は予定していて、またあなたの今の説明だと、この後も企業関係は設備投資の方向も出てくるのかなというふうに思わざるを得ない答弁なのだけれども、その辺の見込みを教えてください。

後段の観光のほうは、今のとまた打って変わって全然逆の消費税増税の打ち消しを見込めなかったということなのだけれども、そうすると全くもってして年度当初の作戦の見誤りだったという答弁だというふうに思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

最終報告がまだ決まっていないものですから、確定の件数ではないですが、今企業としては210件の方が借りたいということで申し込んでおられます。その中では、運転資金としては178件、投資としては44件ということなのですが、今後も頑張っていきたいということでこういう形で補正を盛りいただきました。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 消費税の増税の効果につきまして見誤ったということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 議員全員協議会のときにも私ちょっと指摘をしておきました。同級会などの誘致をしたいということで700万余り予算を盛っておりますが、これ具体的に1つ聞かせてほしいのはどのくらいの経済効果を目指しておるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えいたします。

今回の佐渡観光誘客促進緊急事業で想定しておる誘客人数は、宿泊ベースで約9,400人ということでございます。それで、1泊当たり、1人当たりの金額でございますが、約4万円程度ということでございますので、それを掛けたものという理解をしてございます。

○議長（根岸勇雄君） 祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） これは市長に申し上げておかなければならぬのですが、これは一つの政策ですよ。その政策を補正で出してくるということはありません。これは、計画を練って、当初に盛ってきて、どういう効果を目指すのかというのは時間をかけて積み上げてこない、つけ焼き刃的に予算を盛ったからといって効果が出るものではないのです。ですから、こういう政策をやるのであればしっかりした準備期間を持って対応してください。こういうことでは絶対に効果出ませんから。そういう形のものにしないと、これ人材も育ちません。何でも中間で出てくればいいのだというのではなくて、これはきちっと計画を練って時間をかけて効果を目指していくという形にしてください。こんな中途半端はやめてください。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 確かに議員がおっしゃるとおりでありまして、こういうのは当初からじっくりと練ってやっていかなければならないということは事実であります。ただ、今回私どもがこれに取り組んだ理由は、景況判断を4月の段階で行ってまいりました。さらには先ほど産業振興課長が説明したとおり、島内の企業、ここの中にはホテル、旅館もあるわけでございます。その判断をいたした結果、今回の旅行、いわゆる観光の形態の中で日帰り客が非常に多い。したがって、宿泊がなかなかできてこないということが出てきたわけでございます。したがって、当然のことながら私どもは泊数なりリピート率を高めるということで今までもやっているのですが、こういう事態になったものですから、何とかこれを少しでも挽回できないかどうかということで考えさせていただいたものであります。したがって、この前も説明してございますけれども、夏休み及び9月、10月の連休等を狙って何とかやりたいということで、先般も申し上げましたが、職員のはがき作戦をこれからやる、そしてもう一つは私自身もこれから会津のほうにも行ってきて、各首長にお会いをして、何とか来てほしいというようなことをお願いもしてまいりたいと、こんなふう考えているところでございます。いずれにいたしましても、観光対策というものを施策としてやる場合には、当然当初においてそれらを予測してやっていかなければならないというのはご指摘のとおりでありまして、それはそれとしてこれからも一生懸命頑張ってまいりたいと思っておりますけれども、特にコンテンツの磨き上げ等についてこれから一生懸命やってまいりますが、そういう事情で今回のものを提案させていただいたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 今の市長の答弁を聞いていて本当に腹が立っているのですが、この議案が議決されるのは最終日の27日でございます。6月も終わるわけです。夏休みのものを1カ月しか準備ない、周知期間がない。これ実際に当初から予定していた人たちはこの補助金をもらえるかもしれません。しかし、新たな誘客という部分ではいかななものか、これが1点。

それから、観光誘客促進のほうなのですが、同級会、同窓会という宿泊のときに補助金を出しますよということなのですが、大体そういった類いのものは前年度あるいはもう同窓会の案内出していますよ。これから佐渡にこういう補助金ができたら会場を佐渡へ移してください、こんなことできるわけじゃないですか。言っていることとやっている政策が整合性がないと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほども申し上げました。確かに整合性はありません。そのことは認めます。ただし、私が先ほど申し上げましたように、確かに期間もない、そういう中だけれども、本当に何とかしなければならぬということとやっているわけであります。当然冒頭といたしますか、年度当初あるいは前年の段階からこういうことを組んでやらなければならない、これが観光政策だと思っています。そのことは、やっぱり我々は大いに反省をしておりますが、4月の景況判断等々を見た場合に、いわゆる経済対策の一環として何とか1人でも2人でも多く連れてこよう、1つでも2つでも多くの団体を連れてこようということと組ませていただきましたので、今議員のご指摘のことは全く私もそのとおりに思っておりますが、苦肉の策で今やっているということとでございます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 市長、これ来年ならわかるのだけれども、今市長も認めたように、これもし予算通して補助金を出すとするならば税金の垂れ流しではないですか。市長はそれを今認めた形になるのですよ。それでもいいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 1人でも2人でも、1団体でも2団体でも誘致をするということは、私は税金の垂れ流しではないと思っているのです。1人でも2人でもとにかく来て泊まっていただくというのが私の狙いでございますので、どれくらいの経済効果があるかと先ほど話がありましたけれども、1泊していただくと3万から4万の経済効果があるわけとございますので、そういうことを考えているということとでございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

7款商工費についての質疑を終結いたします。

次に、8款土木費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費についての質疑を終結いたします。

次に、10 款教育費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

10 款教育費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第73号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を終結いたします。

議案第74号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第74号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第75号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第75号についての質疑を終結いたします。

議案第77号 相川小学校既存校舎解体工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第77号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号から議案第75号まで及び議案第77号については、お手元に配付した委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 請願第3号から請願第6号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、請願第3号から第6号までについてを議題といたします。

請願第3号から第6号までについては、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、18日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時54分 散会